学校法人四天王寺学園役員報酬規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、学校法人四天王寺学園(以下「法人」という。)の理事長、常務理 事、理事および監事(以下「役員」という。)の報酬に関し、必要な事項を定める ことを目的とする。

(報酬額の算定方法)

第 2 条 役員の報酬は、評議員会で意見を聴いたうえで、理事会の議を経て決定する。 2 役員の報酬年額は、別表に定める。

(報酬の支給)

- 第 3 条 監事を除く役員の報酬は、報酬年額の1/12を乗じた額を毎月25日に支給 する。ただし、支給日が休日にあたるときは、支給日にもっとも近い休日でない日 に、繰り上げて支給する。
 - 2 監事の報酬は、5月の監事監査時に1年分を支給する。

(報酬の支給方法)

第 4 条 寄附行為第6条第1項1号および2号に基づき選任された理事の報酬は、法人と宗教法人四天王寺(以下「四天王寺」という。)との間で締結された平成29年3月31日付の覚書(以下「覚書」という。)に従って、四天王寺より支給する。 2 監事およびその他の理事の報酬は、法人より支給する。

(期末手当)

第 5 条 役員に対する期末手当は支給しない。

(退職手当)

第 6 条 役員に対する退職手当は支給しない。

(公表)

第7条 この規程は、インターネットを利用して公表するものとする。

(浦則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会で意見を聴いたうえで、理事会の議決を経て行なう。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、令和2年4月1日より施行する。
- 3 この規程は、令和3年5月26日に改正施行し、令和3年4月1日より適用する。

別 表

理事報酬

区分	年額
理事長	17, 400, 000 円
常務理事	20, 160, 000 円
担当理事	11,040,000円
理事	無報酬

監事報酬

区 分	年額
監事	400,000 円